

平成 30 年度 栗東市教育方針

《 はじめに 》

わが国では、人口減少が続く中、少子・高齢化により、社会構造が変化し、核家族化やライフスタイルの多様化が進み、個人の価値観にも様々な広がりを生じてきています。

また、何でも欲しいものがすぐ手に入り、一見豊かで便利な生活が浸透する中で、AI や IoT など高度な情報化が進み、スマートフォンや SNS の利用によるコミュニケーション方法も大きく変化してきました。一方では、家庭や地域社会での人間関係が希薄化し、子どもたちを取り巻く生活環境が大きく変化したことは、子どもたちの基本的な生活習慣や規範意識の定着や、学ぶ意欲や基本的な学力・体力の向上に大きな影を落とし、いじめや不登校等の問題を複雑化させる要因ともなっています。

そして、近年の地震・風水害などの大きな自然災害により、人と人との絆や、住民が支えあう地域のつながりの大切さを改めて認識して、自助・共助・公助のありかたを再確認することとなりました。

わが国には歴史文化遺産が多く、そのうちいくつかについてはユネスコ世界遺産・無形文化遺産に登録され、海外からもわが国の伝統・文化への国際的理解が進みました。加えて 2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催の決定により、一層の国際的な交流の機会が期待され、多文化の共生やグローバルな思考により、個性や多様性を尊重する社会が求められています。

このような変化の中でも、教育は一人ひとりの人格の完成をめざすものであり、また国家や社会の形成に向けて主体的に力を発揮する人を育成するものでなければなりません。

一人ひとりが自分を大切にし、自分と同じように他の人を大切にする人を育てる教育理念のもと、幼児教育から学校教育、社会教育へとつないで、生涯を通じて主体的に生きる人づくりを図っていくことが重要です。

次代を担う子どもたちには、予測のつかない激しい社会の変化にあっても、受身にならず積極的に未来を切り拓くために、強靱な体力と確かな学力を身につけ、豊かな人間性、社会性を備え、心豊かでたくましい「生きる力」を育むことが必要です。

加えて、子どもたちが安全に、安心して過ごせる環境づくりのため、「栗東市いじめ防止基本方針」や「栗東市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例」に基づき、「子どもを加害者にも、被害者にも、傍観者にもさせない」ために学校や家庭にとどまらず、広く市民がそれぞれの役割を担うことが大切です。

また、平成 30 年 3 月には、「栗東市特別支援教育推進計画」を策定しました。これは、子どもたちに関わる全ての人や関係機関などが協力して、子どもたち一人ひとりの力を引き出し、互いに認め合い共に育つ教育を進めていくことこそが、新しい社会づくりにおいて重要であるという認識に立ち、特別支援教育に関する様々な施策を実施し、特別支援教育のさらなる充実を図ろうとするものです。

そして、課題解決と教育の更なる充実のため、平成 27 年度から導入された新しい教育委員会制度のもと、総合教育会議が設置され、市長と教育委員会が教育に関する重要な施策についてより緊密な協議・調整を行っています。

これらを踏まえ、本年度教育方針として、第五次栗東市総合計画に掲げられている ひと・まち・環境ともに育む「健やか・にぎわい都市栗東」の具現化を図るため、学校・園・家庭・地域が目標を共有し、役割と責任を果たしながら、「将来の夢に向かってきらり瞳輝く栗東の子ども」をめざし、知・徳・体の調和のとれた『心豊かにたくましく生きぬく人材の育成』に取り組んでいきます。

以上、平成 30 年度においては、重要な柱として、

- 1 人権を尊重し、人が輝く人権・同和教育の推進
- 2 心豊かに、たくましく生きる人を育てる教育の推進
- 3 郷土を愛し、充実した人生を拓く生涯学習・社会教育の推進

の三つを掲げ、『心豊かに たくましく生きぬく 人材の育成』をめざし、変化への対応と不易の部分との調和を大切にしながら、第 2 期栗東市教育振興基本計画に掲げた教育の基本目標のもと、栗東市の教育の推進に努めます。

《 三つの重要な柱 》

- 1 人権を尊重し、人が輝く人権・同和教育の推進

市民に人権尊重の理念を普及するためには、就学前教育や学校教育及び社会教育等の各分野において、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の正しい理解と認識を深めることが重要です。

そこで、人権問題を自分のこととしてとらえ、差別をなくすための実践に結びつくよう学習内容や手法に一層の工夫を加え、学校・園・家庭・地域等が連携し、あらゆる場で人権尊重の精神を育み、一人ひとりが尊重され、誰もが参画できるまちづくりをめざします。

- 2 心豊かに、たくましく生きる人を育てる教育の推進

21 世紀を生きる未来ある子どもたちには、教育基本法に示された教育理念の実現に向けて、義務教育修了までに、責任ある社会の一員として自立していくための基礎を育てることが重要であり、基本的生活習慣の確立や学習習慣の定着に努め、知・徳・体の調和のとれた、心豊かでたくましい人間の育成をめざします。

そのため、基礎基本を身に付け、自ら学び、自ら考え判断する力などの「確かな学力」、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、そして、たくましく生きるための「心身ともに健やかな体力の向上」を図るとともに、それぞれを支える食育や道徳教育の充実、地域に根ざした多様な体験活動の推進により「主体的に生きる力」の育成に努めます。

さらに、子ども、保護者、地域から信頼される学校・園づくりを進め、家庭や地域の教育力の向上を通じて、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

- 3 郷土を愛し、充実した人生を拓く生涯学習・社会教育の推進

社会や経済が急激に変化し、価値観が多様化する中で、すべての市民が生涯学習続け、主体的に生きる生活づくりに取り組むことが重要となっています。

そのため、人々は常に新しい知識の習得や心の豊かさなど生きがいのための学びを求めています。これらの学習需要に応えることは、学習者の自己実現だけでなく、地域社会の活性化、高齢者の社会参加、青少年の健全育成など、市民の社会生活の

充実にとっても大切なことです。

このため、広く市民がライフステージに応じた学びができるよう「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」取り組める学びの情報や場の提供、文化・芸術活動の振興、文化遺産の保護と活用、スポーツ活動などの推進に努め、生涯にわたる学習活動を支援するとともに地域の社会教育を推進し、人と地域が生き生きと躍動するまちづくりに努めます。

《 具体的な取り組み方針 》

1 人権・同和教育の推進

人権が尊重されるまちづくりをめざして、市民一人ひとりが同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決のため、多様な機会と場において取り組みを進めてきました。その結果、人権問題に対する理解や認識は高まりつつありますが、未だに予断と偏見による差別事案・事件などが発生しています。つまり市民一人ひとりが人権・同和問題を自分の問題としてとらえていない現実があります。

そこで、このような今日的状況を踏まえて、より一層市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、地区別懇談会や市民のつどいなどの各種研修会を内容や手法を工夫しながら実施します。また、栗東市人権教育地域ネット協議会により、学校・園と地域が連携し、小学校区・中学校区ごとの研修会の開催等を通して、人権が尊重された学校・園、地域の実現を目指します。

さらに、人権が尊重された明るい社会の確立をめざして、学校教育、社会教育において人権・同和教育の推進、啓発の充実に努めます。

2 就学前教育の充実

就学前保育・教育では、人権尊重の精神に基づき、多様で豊かな生活体験を積み重ねながら、一人ひとりの子どもの良さと可能性を伸ばしていきます。また、「早ね・早おき・朝ごはん運動」をはじめとしたくりちゃん元気いっぱい運動や「子育てのための12か条」の取り組みを継続し、基本的な生活習慣の定着と、感謝の心や規範意識・道徳性の芽生えを育み、生涯にわたる「生きる力」の基礎を培います。そのため、園では、子どもが心身ともに満たされ安定して自立していくために、子ども一人ひとりを受容しながら、「心も体も健やかな子ども」「よく考え行動し、思いやりのある子ども」「よく遊び、豊かな感性と創造性にあふれる子ども」の育成に努めます。更に、就学前から小学校へと、発達と学びの連続性・一貫性のある教育・保育を円滑に行えるよう取り組んでまいります。

また、子どもたちの生活の場の基本は家庭や地域であり、その教育力の役割も大きいことから、園は家庭との連携を密にし保護者と相互理解を図るとともに、地域とのかかわりも大切にしたい子育て支援と保護者の子育て力の向上を目指します。

すべての家庭が安心して子育てをして、子どもたちが笑顔で成長していくために、人材確保に努めるとともに、職員は、園内外の研修などを通じて互いに学びあい、より専門的な知識や技術の習得に努めます。

3 学校教育の充実

学校教育では、次代を担う子どもたちの「生きる力」の育成や、安全・安心で信頼される教育環境づくり、規律ある学校づくりを推進します。また、就学前から小

学校、小学校から中学校へ、子どもたちが身に付けた力を確実に伸ばしていけるよう、これまで以上に校園の連携の質を高めるとともに、それぞれの段階を確実につなぐ「接続」を意識した実践の充実を図っていきます。

『確かな学力の育成』では、小学校で「きらりフル チャレンジ（くりちゃん検定）」を実施し、学習習慣や基礎学力の定着を図ります。また、中学校で「新きらりフル チャレンジ～栗東市学力調査～」を実施し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や個別支援に取り組み、生涯にわたって能動的に学び続ける力の育成に努めます。

また、平成32年度より小学校の新学習指導要領改訂に伴い、「外国語活動」の中学年への導入、高学年において「外国語科」となることを見据え、小中連携を軸に授業改善に努め、系統的な英語教育の充実を図ります。

『豊かな心の育成』では、児童生徒の自尊感情を育む人権・同和教育の更なる推進を図ります。また、教科化に伴い、「特別の教科 道徳」の一層の充実をめるとともに、体験活動の推進を図ります。さらに、社会生活を営む上で基本となる規範意識を育むために「ありがとうが言える子育て」の運動や「よりよく生活するための12か条」の取り組みを推進します。

『健やかな体の育成』では、基本的な生活習慣の定着を図るため「早ね・早おき・朝ごはん運動」の取り組みを継続するとともに、健康教育の一環として「食育」を推進します。また、防災教育や安全教育の充実を通じた「自分の命は自分で守る」子どもの育成を図ります。また、さらに、体育や保健に関する指導に積極的に取り組み、子どもの体力の向上と健康の保持増進に努めます。

『子どもたちの育ちを支える取組』では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを各校へ派遣するとともに、児童生徒支援教室事業を通して「児童生徒支援の充実」、「栗東市いじめ防止基本方針」に基づく「いじめを許さない学校づくり」と特別支援教育支援員の配置や特別支援学級への訪問指導、教職員の研修等による「特別支援教育の充実」に努めます。

『信頼される学校づくり』では、地域教育力の活用や学校情報の提供などを通じて、地域に根ざし開かれた特色のある学校づくりに努めます。

『教職員の資質向上』では、校内研修の充実をはじめ、研究奨励事業の実施や研修講座への参加等を通して教職員の指導力向上を図るとともに、学校教育に対する市民の期待に応えられるよう教職員としての資質の向上を図ります。

『教育環境の充実をはかる』では、児童・生徒数の動向に応じて今後も学校施設整備を適切に進めるとともに、よりよい教育環境づくりのため学習指導や生徒指導などにおいて、きめ細かな学校運営を推進し、小学校の空調設備工事及び大規模改造工事等を進めていきます。

（新）学校給食共同調理場については、9月の稼働開始に向け、必要な施設整備等を行っていきます。

また、学習指導要領の改訂に伴い、外国語活動・外国語科をはじめとするICTを活用した学習活動の充実や教育の質の向上につながる校務の情報化などICT環境の段階的整備を進めていきます。

4 生涯学習の充実

生涯学習は、市民一人ひとりが主体的に学習し、それを活かした活動を地域づくりへと展開することにより、生涯学習のまちづくりへと繋がっていきます。

こうしたまちづくりを進めるため、必要課題や要求課題を踏まえながら、はつらつ教養大学をはじめとした生涯学習事業や親子で参加できる講座の充実により、今日的課題等の解決につながる学習の機会を提供し、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」自由に学び、学んだことを活かせる生涯学習社会を築くための支援をしていきます。

また、放課後子ども教室や体験活動、地域学校協働本部事業などを通じて、学校・園・家庭・地域が一体となった地域ぐるみの子育ての充実に向けて、家庭、地域の教育力の向上に努めます。

図書館は、全ての市民の読書活動や生涯学習を支えるため資料、情報の収集ならびに、提供を積極的に行います。

また、「第2次栗東市子ども読書活動推進計画」に基づき子どもの読書活動の充実に努めます。

自然体験学習センター(森の未来館)における森林環境学習「やまのこ」事業や、自然観察の森では観察会等イベントを通して、都市近郊に残る身近な自然を活用した貴重な環境学習の場として有効活用を図ります。

5 青少年の健全育成

青少年を取り巻く社会環境が大きく変化している中で、次代を担う青少年の健全育成は社会の責務であり、青少年が心身ともに健やかに成長することは、市民すべての願いです。

そのため、子どもたちの道徳性や規範意識の定着、さらに家庭での子育て支援を図るため「ありがとうと言える子育て」の運動や「子育てのための12か条」の取り組みを「栗東市青少年育成市民会議」が中心となって、地域や関係機関等と連携しながら、積極的に推進していきます。

それらの取り組みにより、家庭や地域社会など社会全体で子育てに関わり、子どもに関わる大人が心をつなげて、子どもたちを守り育てる環境づくりに努めます。

また、青少年の非行防止や健全育成を図るため、少年センターでは少年補導委員会をはじめとする関係機関との連携を深め、各校・園での非行防止教室等の開催、支援の必要な青少年への相談活動や継続した指導・援助に取り組みます。さらに、補導・啓発活動では、青少年との対話、声かけを大切にするとともに、青少年自らが啓発活動に取り組む機会を設けていきます。

6 生涯スポーツの振興

スポーツは、心身の健全な発達に必要な不可欠であるとともに、人と人との繋がりを深め地域コミュニティの再生をはじめ、人生をより豊かで充実したものにします。

こうしたスポーツの意義に対し、昨今の高齢化の進行や健康志向などにより、スポーツ振興への期待が高まっています。市ではスポーツ推進計画の見直しを行い、市民各々のライフステージやライフスタイルに応じて生涯スポーツに親しむ機会や施設を充実させたまちづくりを進めます。

また、6年後の国民体育大会や障害者スポーツ大会を見据え、市体育協会をはじめ、様々な団体と連携して競技スポーツの振興と競技者の育成を図るとともに、滋賀県開催準備委員会の開催準備総合計画に合わせて、本市開催種目会場の整備や大

会に向けた広報活動など、開催への準備を進めます。

7 市民文化や芸術活動の振興

文化・芸術は、創造性や心のつながりを育み、相互に理解し尊重し合う社会を形成する礎となるものです。

これらの意義を通じて、市民の生活を心豊かで充実したものにするため、文化振興計画に基づき、情報共有、交流、連携、協働などにより誰もが文化・芸術に親しみをもち、文化芸術活動に参画できる機会の提供と、自主的な活動を行うための組織の充実を進めます。

また、栗東芸術文化会館さきらを継続して市民の文化芸術活動の拠点施設として位置づけ、指定管理者を中心に文化協会、音楽振興会等の団体とともに、市民に親しまれる芸術文化事業を推進します。

8 文化遺産の保護と活用

文化遺産は市民共有の財産であり、地域への誇りや愛着を深め、地域社会の連帯感を育む資源として重要なものです。

こうした文化遺産を大切に守り伝え、地域でのまちづくりに活かされるよう努めるとともに、指定等文化財の所有者などが行う保存、修理事業等を支援し、文化財防火訓練などを通じて防災・防犯に対する意識の高揚と設備の充実を図ります。

埋蔵文化財については、開発状況等適確な社会情勢の変化の把握に努め、調査を行い、出土した遺物は適切に保存するとともに出土文化財センターを通じて関係機関と連携し、情報を発信します。